



令和4年  
8月号



### 星野つよしプロフィール

昭和38年8月8日生まれ  
昭和54年 藤沢市立長後中学校卒  
昭和57年 神奈川県立鶴嶺高等学校卒  
昭和62年 NYエルマイラ大学国際関係学科卒

昭和63年 日本大学法学部新聞学科卒  
昭和63年 産経新聞社入社政治部記者  
平成7年～平成19年 神奈川県議会議員3期  
令和3年 第49回衆議院総選挙 4期連続当選



### 衆議院議員

星野つよし

### イクメンプロジェクトスタート！

育児・介護休業法の改正  
～10月から産後パパ育休制度がスタートします～

男女とも仕事と育児が両立できることを目的として今年4月から育児・介護休業法が改正されました。

改正の主なポイントは、

- ① 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- ② 本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た労働者に対する個別の周知・意向確認の義務化、不利益取り扱いの禁止
- ③ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ④ 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- ⑤ 育児休業の分割取得

です。これらを段階的に施行していきます。(ア)

現状では、男性の子育て参加は思うように進んでいません。令和3年度、男性の育児休業取得率は13%程度です。女性は80%を超えていることからその差は歴然としています。男性の育児休業取得が進まない主な理由は、休業に伴う収入減への不安もさることながら、育休取得について会社や職場の理解がなかなか進まない、自分自身の仕事が滞る不安も挙げられます。

今年4月からは育休を取りやすい環境を整えるため、今回改正された新しい育休制度の内容について事業主が労働者に対して個別に周知すること、育休を取得する意向の有無について個別に確認することが義務化されました。周知の方法は面談(オンライン面談も可能)や書面交付とし、労働者が希望すればFAXや電子メールでも可能となりました。(裏面へ)

10月から新しくスタートする出生時育児休業(産後パパ育休)では、子どもが生まれた後8週間以内に、父親が最長で4週間の休みを取ることができます。更なるその休みを妻の体調や仕事の都合などにあわせて2回に分けて取ることも可能となります。しかも勤務先への申請期限もこれまでの1か月前から短縮され2週間前までに行えばOKとなりました。そして産後パパ育休を取得した場合、出生時育児休業給付金(休業開始時賃金日額×67%)も受けられることとなりました。

また子どもが1歳になるまで原則1回しか取れなかった育休が、夫婦それぞれ2回まで分けて取れるようになります。

これらの施策により、厚生労働省は男性の育休取得率を令和7年度までに30%の目標達成を掲げています。

そのほか、育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことを禁止しています。また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることを義務付けられています。

組織をあげて環境を改善し、育休が取得し易くなるようワークライフバランスの取り組みを充実させていくことが、今求められています。

お互い様の精神で皆が助け合っていく社会を目指して参りましょう。

皆様のご意見をお寄せ下さい。



7月17日 白旗神社例祭

感染防止対策を講じたうえで、白旗神社では1週間例祭を行いました、宵宮や万灯みこしなどにも参加させていただきました。



7月16日 遠藤・笹窪谷公園開所式

テープカットも行いました。

地元のみなさまに長く愛される公園になるよう願っております。

**自由民主党 党員募集！！**

年会費：一般会員 4,000円 家族党員 2,000円 1年毎に更新

ご興味がある方は、自由民主党第12選挙区支部までお電話いただくか、

右記URLの星野つよし公式HP「党員募集」ページよりお問い合わせください。

